

# 建設工事等における入札事務の取扱いについて

平成13年6月26日建情第540号

各支庁長、各土木現業所長、各道有林管理センター署長、道民の森建設事務所長あて農政部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕平成12年10月10日建情第1193号、13年6月28日第733号改正

平成12年4月27日に決定された入札制度改善行動計画の趣旨を踏まえ、道が発注する建設工事及び設計、測量、地質調査、その他の工事に係る委託業務における入札事務の取扱いについて、次のとおり定めたので適正な運用を行ってください。

なお、平成6年6月27日付け管理第493号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長通達「建設工事等入札・契約事務の改善について」は廃止します。

## 記

### 1 競争入札参加者の指名について

競争入札参加者の指名は、工事ごとにその種類、規模及び内容、建設業者の実態等を十分に考慮した適切な数の業者を選定して行うものとする。この場合において形式的、画一的に流ることがないように留意し、その指名業者数は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第161条の規定に基づくものとし、工事等級区分に対応した指名業者数の目安は、次のとおりとする。

一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、建築工事

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 工事等級Aのもの    | 15人 |
| (2) 工事等級Bのもの    | 10人 |
| (3) 工事等級C及びDのもの | 7人  |

なお、舗装工事、鋼橋上部工事、電気工事、管工事及び施工上特殊な専門技術を必要とする工事については、建設業者の施工能力・地域性などを勘案して適切な数の業者を指名するものとする。

### 2 見積期間の確保について

競争入札に付そうとする場合の見積期間については、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条並びに財務規則第144条の規定に基づき、工事の規模、内容等に応じ、十分な見積期間を確保するものとし、当該期間については、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始の休暇を除いた期間とする。

### 3 施工条件明示の徹底と適切な設計変更の実施について

競争入札における発注者と応札者との対等性の確保や円滑な設計変更などの条件整備を図るため、設計図書等において施工条件の明示の徹底に努めるものとする。

また、明示した施工条件に変更が生じた場合は、設計変更等により適切に対応するものとする。

なお、設計図書等に係る質疑に対する対応者を特定するものとする。

### 4 入札辞退の自由について

入札参加者として指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができるものとする。この場合、あらかじめ文書、口頭等の方法により申し出た者に対しては、以後の指名等に何ら不利益な取扱いをしないものとする。

なお、この事務手続については、平成4年3月30日付け管理第2272号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長通達「入札辞退者等の取扱いについて」によるものとする。

### 5 予定価格調書、積算資料等、業者指名選考調書及び起工決定書の管理については、北海道取扱注意文書規程（昭和61年北海道訓令第17号）及び予定価格の取扱いについて（平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達）により厳正な管理を行うものとする。

農政部事業調整課契約指導係  
水産林務部総務課工事管理係  
建設部建設企画室建設情報課工事管理係